

近世後期南部藩における「所給人」知行所と村落構造

——「家」・同族団を通して——

西野隆次

はじめに

本稿は、南部藩において近世初頭（寛文―天和期）に在地の旧勢力を再編成して成立した「所給人」¹の近世後期における知行所の実態と、それが当時の村落構造にいかん規定され、またいかに両者が相互関連し合っていたのかという問いを解明しようとするものである。以下に、所給人に直接的間接的にかかわる研究史を概説したい。

その端緒は、森嘉兵衛氏の社会経済史、百姓一揆研究に関連して論じられたが、森氏の研究を基礎として一九六〇年代からは守屋嘉美²、細井計³、島田隆⁴、岩本由輝⁵らによって、三陸沿岸部を主たる対象地域として商品流通論（近世後半期）、漁村共同体論が展開され、所給人はその研究史的流れの中で論じられた。また、さらに七〇年代以降は守屋氏によって幕末藩政史論、百姓一揆論に関連して研究は深化されていった。⁷

以上の研究は、主に近世中期後半以降、三陸沿岸漁村を基盤として成長、資本蓄積を果たした在地商人が、その経営のさらなる発展のために、当時の流通機構を掌握し、専売制を遂行していた藩権力と結合しようとして、所給人身分を指向するという図式を明らかにしたものである。また、

その所給人の村落における位置付けを、近世中期以降の貨幣経済の進展に基盤を置いた、「再版農奴主」⁶的あるいは「豪農」⁸的な名子主として規定し、その名子主たる所給人が、村落内の名子や小農を支配しているという図式を打ち出した。

以上の研究とはまた別の立場から、六〇年代にはすでに盛田稔氏による所給人の成因類型論が明らかにされ、また、渡辺信夫氏による給人（盛岡給人Ⅱ城下士、所給人両者）の年貢制度、初期商品流通論があった。⁹

これらの戦前から一九七〇年代前半までの研究史を踏まえ、所給人の初期から幕末にいたる歴史的展開を明らかにし、特に近世中期後半の藩権力による村落支配を担う存在として所給人を位置付け、さらに百姓一揆論としても展開させたのは菊池勇夫氏であった。¹⁰氏の論点は多岐にわたり、かつ示唆に富む指摘が多々含まれており、以降の所給人研究、そして南部藩における藩政史、村落史の分析上、画期的な意義を果たしたものととして研究史上位置付けられる。¹¹以上、所給人の研究史について触れたが、以下に研究史批判を行い本稿の論点を提出したい。

従来の研究史で所給人の分析上対象となった地域は、すでに述べたと

おりおもに三陸沿岸漁村といつても過言ではなく、所給人身分をもつ在地商人としての位置付けを必然化していた。つまり、岩本氏が端的に述べているように、給人身分や知行所は言わば名目的なものであり、村落構造においてほとんど何らの積極的意義をもたないという理解である。¹³

また、漁村地域であるため所給人の知行形態は俸禄形態を取り、知行所支配の実態解明とその積極的評価はほとんど欠落していたと言つてよく、またそれは当然の結果でもあった。しかしながら、すでに菊池氏は、所給人数の領内地域分布、地域の産業構造、そして所給人の知行形態を関連させ考察しており、所給人は主に三陸沿岸、鹿角、そして「奥通」（現在の盛岡以北・青森県南部地方）に展開し、かつそれぞれの地域の産業構造は漁業、産銅、そして、大豆・林業であるとしている。また、知行形態は、三陸沿岸等では俸禄形態であるが、「奥通」、就中「五戸通」と呼ばれる現在の青森県南部には地方（知行所）形態の所給人が多数存在したことを明らかにしている。¹³つまり、従来明らかにされた所給人の実態は、言わば三陸沿岸部の漁業を基盤とした俸禄形態の所給人であるという限定性をもつものであった。

本稿においては、知行所を基盤として成長した、産業構造としては大豆の特産地と指摘された「五戸通」の所給人吉田家、小平家、円子家、三浦家の四家を取り上げ、その知行所の実態、および知行所が近世後期の村落構造においていかなる意義を有し、かつ相互に関連していたのかということを中心にしたい。また、そのための分析視角として、「家」「同族団」という「集団」を論の機軸に据えて論を展開して行きたい。

それは、その他の社会的諸関係、例えば、商品流通、高利貸関係、質地

関係、親類関係、冠婚葬祭等を評価しないということでは決してなく、南部地方の村落構造において「家」「同族団」という集団が大きな位置を占めているということ、¹⁴また、知行所経営や村落という構造的対象には、集団という静態的・構造的分析が大きな意味を持つものと理解するからである。

一 藩政における知行所の意義

まず、本論に入る前提として、南部藩政における知行所の位置付けを、(一)「五戸通」の所給人数と知行形態、(二)藩権力から見た知行所の位置という二つの観点から若干触れておきたい。

(一)「五戸通」の所給人数と知行形態

所給人数は近世初期以来漸増して来たが、所給人数増大の画期は安永三(一七七四)年の売禄政策によるといわれる。この政策は、領内の豪農商に献金させ、その見返りとして献金額に応じて所与力、所給人、盛岡給人等の武士身分を与えるものであったが、それ以降もこの献金武士の外、分家、新田開発により所給人数は増加し、安政期以降はその数が千百人を越え、文久期には千二百人を越えている。¹⁵その所給人数の史的増減、地域分布、知行形態等は前掲菊池氏論文に全くよられたいが、五戸通にかぎり慶応三年の概況を若干述べておきたい。¹⁶

慶応三(一八六七)年における所給人等一二〇人の知行形態は、総知

知行高が三七三八石三斗六升八合で、その内訳は「地方」三一―一石余（八三・二%）、「扶持」二三四石余（六・三%）、「金方」三〇八石余（八・三%）、「現米」五四石余（一・四%）、「野竿」三〇石余（〇・八%）であり、五戸通の所給人等の知行形態が圧倒的に「地方」（知行所）であったことが理解される。また、五戸通の同三年の総村高は一七五二九石三斗八升八合であり、「地方」はその約二割を占めることになる。また、所給人、所与力をのぞきすべて俸禄形態であり、その中で所給人が八三人と多く占めていた。そして、知行高の階層性については、数石から二三〇石余にわたるが、主たる階層は十一―一〇〇石であった。本稿で対象とする所給人の吉田家、小平家、円子家、三浦家のそれぞれの創設期は近世初期から後期にわたっているが、一様にその知行形態は「地方」で、成立契機は新田開発によるものであり、表一は四家の居住村、知行所の存在村名、知行高、そして新田検地期を示したものである。すべて六〇石以上の知行高であり、右記のことから上層の所給人層に属すと見てよい。つまり、本稿でとりあげる所給人の知行所の実態は、あくまでも上層所給人の知行所の実態であり、その他の中下層の所給人の知行所の実態ではなく、限定性をもつということをあらかじめ断っておきたい。¹⁹

〔表1〕 所給人4家の知行高（慶応3年）

	村名	知行高	村高	開発年代
円子領	中市村*	35石845合	618石633合	享保15・元文2
	石沢村	41. 580	684. 823	
	米田村	8. 805	480. 277	
	鶴喰村	13. 774	179. 755	
	合計	100. 004	1,963. 488	
小平領	小平村*	100. 000	159. 036	天正19・享保15
	合計	100. 000	159. 036	
吉田領	上吉田村*	31. 788	333. 419	享保15・文久2
	伝法寺村	31. 938	383. 954	
	合計	63. 720	717. 373	
三浦領	五戸村*	7. 635	2,363. 130	弘化3～安政6
	切谷内村	38. 670	734. 554	
	上市川村	19. 463	760. 723	
	百石村	24. 982	383. 509	
	合計	90. 750	4,241. 916	

註1. 知行高等は、『五戸通御代官所惣高郡分一ヶ村限仕付不仕付古荒川欠高書上帳』（慶応3年正月）より作成し、開発年代は諸家の史料による。

2. 「*」は、その所給人の居住村を示す。

(二) 藩政における知行所

知行所はもちろん所給人の年貢賦課単位であるが、その他代官所から賦課される往来夫伝馬役、郷役、定役金銭等の賦課単位でもあった。これらの諸役は特に幕末の海防政策により、さらに知行所へ重圧を加えるものとして知行主や百姓にとつての重要問題となる。

知行所は、このように藩権力にとつての重要な対象となつていたのであるが、知行所の存続、経営は原則として藩の関知するところではなかつたと言つてよい。勿論、新田開発をした際、藩は検地役人を派遣し検地を行い、それに基づいて検地帳を作成し知行証文を發行するが、それ以降の知行所の経営、例えば耕作者の改替、年貢率決定、知行所付百姓の創出・移動等の決定権限は給人の権能であつた。このことは、宝暦七(一七五七)年の大飢饉時における藩の達²⁰に、知行所の不仕付地が増加しているが藩では「何も承知之通御勝手向御不如意」で「不仕付高御手當等不被相届儀候之間」とし、所給人を含む知行主に対して「銘々知行不仕付之場所手當之儀心を用ひ取扱、何卒不残仕付候様心懸可申候」と飢饉時およびその後の知行所復興を知行主に委任しているという藩の知行所政策と照応していた。

右の史料は宝暦の大飢饉時の法令であるが、天明の大飢饉の時も同様であろうと思われ、藩は単に知行所に賦課される往来夫伝馬役、郷役、定役金銭の減免、免除策しか取り得なかつた。²¹そのため、例えば小平家では、天明の大飢饉以降の知行所の復興を「種々苦配を以呼立、追々百姓聴立当今□数成候間、廢地開地數度改而入仕候へ共、従来之通百石高

開拓知行仕候²²と記しているとおり、所給人が自力によつて知行所を復興するしか知行所経営を再興、維持する手だてがなかつたのである。つまり、知行所は単なる往来夫伝馬役等の諸役賦課単位であるだけでなく、藩の領域維持費削減のための負担単位でもあり、その負担は知行主である所給人にかかつていた。所給人は単なる名目的な給人身分保持者ではなく、藩にとつては知行所維持の重要な主体として位置付けられていたのである。また、それだけではなく、以下に明らかにするとおり、所給人やその知行所は、近世後期の南部藩の村落構造にとつてきわめて重要な意義を有していたのである。

二 知行所をめぐる經營的特質

(一) 地付百姓と入作百姓

南部藩においては、いわゆる知行所付百姓を、例えば「三浦儀右衛門知行所百姓」「三浦儀右衛門領百姓」と呼称するとともに、「地付百姓」とも呼称した。その地付百姓に対するものとして「入作百姓」があり、それは主に村外の他領の地付百姓を言うのであるが、ここでは、相給形態をとる村の場合、村内の他の知行所や蔵入地支配の地付百姓をも「入作百姓」としたい。そして、両者あわせて知行証文の表記に則り「知行百姓」とした。²³

知行所を耕作している百姓は、以上のように公的支配の側面から地付百姓と入作百姓があるが、地付百姓と入作百姓は、単に公的支配の側面

[表2] 吉田家上吉田村知行百姓所持高表 (明治2年)

名前	居前	居住集落	支配	蔵入地	滝沢領	新渡戸領	中里領	佐藤領	舟弥領	嘉平太領	倉太領	下田村	合計
				石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合	石 合
申	長	谷	(地名代)	1.300	350	1.435	3.230	6.086	—	5.823	—	—	27.224
市	上	吉田	吉田領 蔵入地	—	—	—	—	—	—	3.700	—	—	3.700
伊	上	吉田	蔵入地 ?	—	—	765	3.622	600	—	1.140	—	—	1.406
百	上	吉田	佐藤領	—	501	—	—	3.513	55	1.170	—	—	6.157
伊	上	吉田	蔵入地	—	—	—	—	—	—	270	—	—	4.339
之	上	吉田	蔵入地	—	—	—	—	—	—	955	—	—	955
太	上	吉田	蔵入地	7.479	—	—	—	1.247	150	100	—	—	8.976
之	上	吉田	蔵入地	1.299	—	700	2.896	—	530	1.235	—	—	6.660
長	上	吉田	蔵入地	—	79	350	1.450	—	1.135	2.822	—	—	5.836
与	上	吉田	新渡戸領	—	—	—	—	—	1.700	92	—	—	1.792
定	上	吉田	?	—	—	2.221	—	—	—	920	—	—	3.141
権	上	吉田	新渡戸領	—	—	—	—	—	—	900	—	—	900
作	上	吉田	?	—	—	843	—	—	—	350	—	—	3.358
兵	上	吉田	?	—	—	—	—	—	2.165	460	—	—	460
衛	上	吉田	?	—	—	—	—	—	—	115	—	—	635
間	上	吉田	?	—	—	—	—	—	—	360	—	—	3.088
喜	上	吉田	?	—	—	—	—	—	—	240	—	—	240
新	上	吉田	?	—	—	—	—	—	—	2.170	—	—	4.390
宝	上	吉田	?	—	—	—	—	—	—	1.280	—	—	3.060
四	上	吉田	滝沢領	350	70	100	—	—	—	600	—	—	6.270
西	上	吉田	蔵入地	1.478	1.250	—	—	—	—	1.760	—	—	2.080
伝	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
の	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
郎	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
助	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
辰	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丈	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
徳	上	吉田	下田領	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計(A)				12.594	2.650	7.029	7.968	5.626	5.735	26.782	5.460	1.760	75.604
合計(B)				140.960	72.443	58.446	51.034	26.917	44.320	31.782	19.879	398.688	844.469

註1. 上・下吉田村は、当時ほぼ1村として行政的に機能していたので、両村一括して吉田村として集計した。

2. 吉田村分は、主に上吉田山内蔵作家文書『上下吉田村御蔵給処共古荒川欠不仕付新川欠仕付高共』一軒地限吟味書上帳(明治2年3月)により、下田村洗平部落の百姓の所持高は下田町磯沼蔵家文書『小高帳』(天保12年、『下田町誌』229頁)より作成。

3. 合計Aは、吉田領を耕作している百姓の各領地の所持高の合計であり、合計Bは本高(総領地高)である。

4. 各百姓の所持高から不仕付・川欠高等を引いているので、合計Aは必ずしもその百姓の総所持高を示していない。

5. 蔵入地高には、吉田家の免地高(23石5斗3合)も入っている。

からその質が相違しているというだけでなく、知行所をめぐる経営的、社会的側面においても差異を伴っていた。本章においては以下、知行所をめぐる経営的意義を田畑・家屋敷、山林、所給人手作地の三点から述べて行きたい。

(二) 田畑と家屋敷 —— 特に「呉遣」をめぐる ——

所給人にとって、地付百姓と入作百姓は、その知行所経営にとって明確にその意義を異にしていた。このことを、三浦家が天保―安政期の新田開発の際に地付百姓にたいして付与した諸物件の事例を中心としながら明らかにしたい（史料上の表記は「呉遣」であるが、同じく「呉遣」と表記されていてもその分与物の意味がそれぞれの百姓にとって相違しているため、以下そのまま「呉遣」を使用する）。

三浦家の新田知行所は四カ村に存在しているが、その耕作者数は一一九人であり、一人当たり平均所持高は七斗余であるが、地付百姓と入作百姓を区別し、それぞれの平均所持高を示すと、地付百姓二二人の平均所持高は二石弱であり、入作百姓九七人のそれは六斗二升余であった。²⁴つまり、三浦家では知行所の耕作者として入作百姓より地付百姓をより指向していたということを示している。

このことは、吉田家の事例でも同様である。表二は吉田家の上吉田村の知行所を耕作している百姓の居住村・集落、支配（知行主）、そして上下吉田村や隣村下田村における総所持高を示したものである。知行主に關しては蔵入地は藩直轄地、滝沢領、新渡戸領、中里領、佐藤領の四カ

領は盛岡給人知行所、弁弥領、倉太領の二カ領は近世初期に分派した吉田家の親類（吉田姓）とともに上下吉田村の所給人、所与力であり、嘉平太領が本稿で分析する吉田家の知行所である。

判明する分だけで吉田家の手作地と思われるのが「地名代」申の部分²⁵であり、地付百姓は上吉田村長谷集落の丑だけである。この丑は、知行百姓の内、最高の持高を所持しているが、実はこの丑は文久期の新田開発を契機に知行所の存在する長谷集落へ分家したものであり、この分家である丑が最高の所持高を持ち、しかも吉田家の知行所しか耕作していないことは、三浦家と同様に吉田家が深い隷屬下にある丑によって知行所経営の安定化を図ったものと理解出来る。その他は、すべて入作百姓と思われるが、吉田家が居住している上吉田集落や、隣村下吉田村、下田村洗平集落から入作している。その入作百姓にとつての吉田家の知行所の経営的意義については、吉田家の知行所のみ所持地としている百姓から、数カ領へ分散所持し単なる補完的な耕地にしか過ぎない百姓まであり、地付百姓とは違い入作百姓にとつての知行所の意義は、その入作百姓の個別的諸事情により様々であったと理解される。しかしながら、吉田家の知行所が百姓の持高増加の一契機となつていたことは言うまでもない。²⁷

以上のように、一般的に所給人は知行所経営の安定化のために、耕作者として入作百姓より地付百姓を望んでいたものであり、そのため三浦家に関しては、地付百姓に多大な費用をかけて諸物件を「呉遣」しその創出を図っている。

表三は、三浦家が四カ村の地付百姓二二人に「呉遣」した諸物件を表

[表3] 三浦家知行所地付百姓「呉遣」「かし」物件

	「呉遣」物件				「かし」物件			
	家屋敷		馬		畑		その他	
	建坪	場所	疋	田	畑	諸飯料	物件	
②西蔵	3.5/7	野添	1	-	役分	-	-	文
②与野	3.5/7	野添	1	-	-	-	-	-
②房喜	4/7	野添	1	-	-	-	米1斗5升、粟1斗5升、稗2升 足材木・井戸手伝10メ文	-
⑨五兵衛	-	-	-	-	-	-	-	-
⑨助蔵	3/5	野添	1	-	-	-	-	-
⑩七	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩三之助	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩太七	-	-	-	-	-	-	-	-
⑩竹蔵	家代金3歩	六助台〔 〕	1	-	-	-	-	-
⑩富蔵	家代5メ文	左衛門治郎台〔 〕尤御蔵畑	馬代+畑5 ッ	役代=5 両	-	-	-	-
⑩定吉	4/7	御蔵畑二而十蔵台〔 〕	1	-	-	-	材木代20文、作料15メ800文 ※1	-
①兵五郎	3/5	御蔵入田形70疋(代金1両2分)	1	-	-	-	文久2年家建替材木代35メ文 ※2	-
⑩源太	家20文	家屋敷10両	2	100	2.0	-	-	-
⑨寅	?	-	1	30	2.5	-	-	-
⑧宝	?	下ノ沢	1	1000	3.0	-	諸飯料1ヶ年分、諸道具	-
⑦三太	?	沢向田屋	1	100	5.0	-	諸飯料1ヶ年分、諸道具	-
⑥六助	3/5	小渡	1	-	-	-	米2斗、新宅之節諸品	-
⑤寅松	3/5	小渡	1	-	-	-	諸飯料1ヶ年分	20メ200
④幸吉	3/5	小渡	1	-	-	-	-	45メ100
③三治	3/5	小渡	1	-	-	-	諸飯料1ヶ年分、諸道具	33メ200
②嘉平治	3/5	小渡	1	-	-	-	諸飯料1ヶ年分、諸道具	26メ500
①留	3/5	小渡	1	-	-	-	諸飯料3～8月迄18メ文、諸道具	22メ000
合計/22人		19軒	20	1230	17.5	-	147メ000	17メ800

註1. 三浦家綾子家文書「三浦儀右衛門知行百姓」(『百石町誌』資料編、『天保十三歳八月吉日御用留』No.104)より作成。

2. ※1-『百石町誌』では「作料拾五文八百文」とあるが、「拾五メ八百文」の誤読と思われる。※2-建替の坪数は、4間半・9間である。

3. 百石村房喜、助蔵の屋敷場所は、『御検地御改名寄御帳 七戸藩支配所百石村』(明治4年、『百石町誌』資料編 No.144)より判明。また、五戸村三太の屋敷場所は『畑地預り證文』(明治4年12月)より判明。

4. ①～⑥は五戸村小渡、⑦～⑨は五戸村町場地域、⑩は切谷内村、⑪～⑮は上市川村、⑯～⑳は百石村居住の地付百姓である。

化したものであるが、種類としては代金の場合も含めて家、屋敷、馬一疋、田畑、諸飯料一カ年分、諸道具、雑穀、材木・井戸手伝料、作料等の外、金銭の貸与「かし」があった。様々な諸物件を「呉遣」していることがまず注目されるが、微細に見ると何も「呉遣」わされていない地付百姓を除き、その「呉遣」された物件の基本形が△家屋敷十馬一疋であるということに気付く。そしてそれを基本形として、その他諸飯料一カ年分、諸飯料等が付加されている。なお、屋敷の場所は、百石村の地付百姓の「根岸野添」と五戸村の地付百姓の「小渡」は知行所内にあるが、上市川村の地付百姓の場合は他の百姓から蔵入地を買い入れたものであり、五戸村の地付百姓⑦⑧⑨の屋敷地は三浦家が居住し酒屋を営んでいた五戸村の町場であり、これも知行所以外の土地であると思われる。また、「呉遣」した田畑も知行所以外の土地であり、⑭竹蔵の事例からこれも買い入れたものであろう。

三浦家は、以上のように△家屋敷十馬一疋▽を基本形とした諸物件を「呉遣」わすことにより地付百姓の創出を企図した。それでは、なぜ、「呉遣」わした諸物件の内容の質的・量的差異が現れたのであろうか。

このことは、次章でより明らかにしたいが、それを先取りしてのべれば、①～⑨の地付百姓が三浦家の家内成員（分居形態の）、ないしは同族団員であり、一方⑩～⑲の地付百姓は三浦家以外に本家ないしは「家」の主人をもっていたことに起因していた。以下、若干個別に説明を加えたい。

三浦家は当初五戸村の町場で酒屋を経営していたが、①～⑥の地付百姓を同村小渡に入村させ開拓するためにわざわざ小渡に居住していたと

言われている²⁸。そして彼ら地付百姓は、その新田開発当時三浦家の分居形態の家内成員として位置づけられていた。しかしながら、家内成員として位置付けられていても家屋敷、馬一疋を「呉遣」わされており、それら家屋敷、馬の独自の使用の経営的意義を高く評価するなら、その経営的品格は主人の経営に全く包摂された性格をもつものではなく、明らかに一経営単位として「創出」されたと言える。また、それだけでなく新田開発に入りその年を生活していく諸飯料一カ年分や、おそらく農具・生活道具と思われる諸道具を「呉遣」わされ²⁹、また多くの金銭の貸与を受けていることは、「家」として成立しているかどうかを問わず、その諸物件の意義が単なる一経営単位として「創出」せしめるためのものであったという消極的な意義を有するものではなく、一経営単位として「維持」せしめるための諸物件という積極的意義を有するものであったと言えよう³¹。

⑦～⑨の地付百姓については、三浦家の非血縁分家であり、特に⑧宝については三浦家の「召仕」であった（厳密には⑦は、新田開発と同時に分家したのではなく、当初は家内成員として位置付けられていたと思われる）。これらの地付百姓に家屋敷、馬一疋の外、諸飯料一カ年分、諸道具を「呉遣」わし、さらにその他に田畑を「呉遣」していることは注目される。この田畑は知行所以外の田畑であることはすでに述べたが、その田畑の量は、その知行所の所持高数斗と比較した場合、その量の多さは大きな意味をもつと思われる。というのは、この田畑から地代を徴収していたかどうかよく分からないが、寅の田千疋は約一町歩、畑三ツ疋は約一反歩であり、知行所の所持高よりはるかに多くの面積であり、

おそらくその分家財産的な意義を有していたものと思われるからである。

その他の⑩⑪⑫の地付百姓は、すべて三浦家以外に本家を持つか、あるいは未だ分家せず「家」の主人を持つていた百姓であるが、これらの地付百姓には家屋敷と馬一疋しか基本的に「呉遣」わしておらず、三浦家にとってこれらの地付百姓は単に一経営単位として「創出」される対象としてしか位置付けられていなかったと言い得る（中には何も「呉遣」わしていない地付百姓もある）。しかしながら、①の地付百姓等に示されるごとく、当時の百姓が一経営単位として分出し、存続して行くためには家屋敷、馬一疋のほかには諸飯料一カ年分、諸道具等を必要とするとは仮定するならば、これらの地付百姓にも諸飯料等を世話する家を想定出来るのであり、それはおそらくこれらの本家、あるいは「家」の主人であったと推定出来る。

以上のことは、三浦家という所給人が地付百姓の本家、ないしは「家」の主人として存在するかどうかということを問わず、当時の地付百姓が同族団や「家」の成員存続機能を前提としなければ、その経営単位を維持して行くことが不可能であったということの意味しているのである。

(三) 知行所と山林

所給人である吉田家、三浦家、円子家、小平家はともに山林を所持しており、それは小平家の場合「高ノ目林」であり、その他の所給人の場合は「取分山」であった。南部藩における林制については省略したい

が、高ノ林は、高請地が石高がついたまま山林として登録されるものであり、取分山とは植林して成木すれば、例えば二公八民というように、藩と植林者がそれぞれ成木の割合分をきめ、その土地の利用権を藩から認められるものであり、その植林者は百姓でも給人でも可能であった。

それでは、その山林はいかに管理・経営され、また知行所と関連していたのであろうか。円子家では、次の史料のように居住村中市村の清三久保山（四七町余）、新田山（七一町余）、源ノ坪山（一八町余）を管理・経営していた。

… 該地ハ旧不毛ノ高窪ニテアリシヲ佐寛祖先圓子軍次郎植林ノ見込ヲ以テ下付ノ儀ヲ旧盛岡藩へ請願シ、享保十四年二月二十五日ヲ以テ許可ヲ得タル者ニシテ、當時ノ證文今尚ホ家ニ存在スル所ナリ、然シテ該林ノ傍ナル清三久保及ヒ前新田ト言ヘル村落ハ、拙家ノ旧知行ニテアリシ故該村民ニ命シテ之ヲ看守セシメシ …

円子家では山林を、それに隣接して居住し、また隣接した場所にある田畑（知行所）を耕作していた中市村清三久保集落と前新田集落の地付百姓に管理せしめていた。絵図の掲載はここでは省略したいが、絵図によれば地付百姓の家屋敷の周辺に田畑が展開し、さらにその周辺に山林が展開しているという状態であり、このことは円子家だけでなく、他の所給人も同様であり、家屋敷に耕地、山林を接続することにより管理や通勤の便宜を図り、経営の合理化を図っていたのである。

なお、その山林の経営的意義であるが、地付百姓にとっては、例えば

〔表4〕 円子家手作田の主なる出勤者表（安政4年）

名前	住所	ちり米	稲扱	米搗	糶たたき	するし挽	種粃扱	田打	種ねせる	苗代くろきる	苗代くろぬり	苗代し	米種時	すきふみ	えんぷりすり田直し	合計
竹		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
勘藏	内	1	3.5	2	1.5	4	1	4(2)	1	1	1	1	0.5		2	19.5
順作	(田子左右見弟)		3													3
兵衛	(田子左右見弟)					1					1					3
*六	前		6.5		0.5	1	1									8
*亭	向		5.5		0.5	2	1									10
*太	向		6.5		0.5	1					1					9
*太	清		7.5		1.5	1								1		12
*仁	三		3.5	1	1.5	1		2				1				10
*久	〃		5		1											6
*佐	〃		2	1	0.5			1								4.5
*助	(久之丞内)			1				1								2.5
*弥	中			1				1								4
*石	〃							1							1	4
*治	〃		6					1								8
*善	〃		4		1			1								7
*与	中		4		1			1								6
*太	〃		5					1								7
*福	〃		3		1		1	1								6
*五	小		6.5		0.5			1								7
*市	山		5.5		0.5	1										7
*嘉	〃	1	1		0.5	2		1								5
*伝	中			1		1		2								5
*助	中		2													2
出勤計(A)		2	77	6	11.5	16	3	17(2)	1	2	2	7	3.0	1	3	151.5
総出勤計(B)		2	89.5	6	11.5	21	7	25(5)	3	2	4	10	5.5	2	5	191.5
A/B (%)		100	86.0	100	100	76.2	42.9	68	33.3	100	50	70	54.5	50	60	79.1

註1. 円子家文書『日記并日雇帳』（安政2～4年）より作成。

註2. 「田打」の欄の（ ）内の人数は、円子家に出勤したことになって同家の田打作業をしたのではなく、円子家が他家から手伝を頼まれたその家に遣わしたものである。

註3. 男女の1日労働力はともに1人とし、1日2種類の仕事は1種類0.5人、あるいは半日の場合0.5人とした。

註4. 名前の左に「*」を付した百姓は、円子家の地付百姓である。

円子家の地付百姓の場合、「右御山之内（清三久保山―筆者注）、私共江御仕分年々焼料頂戴場所」³⁵とあるごとく、「焼料」＝薪の取得地であり、また「右山（前新田の横葉山―筆者注）より葛・ところ・あざみ・ぶどう・栗も少々御座候而、「百姓共食物仕候」³⁶とあるごとく、食物の取得場所でもあった。また、史料的には確認出来なかったが、苜敷や建築材の取得場所としての意義をも有していたことが推定される。所給人にとつての山林の経営的意義も同様であり、「焼木取、久之丞（以下、二〇人省略）、三沢山二而薪數メ百三拾駄」³⁷とあるごとく百姓の使役による薪採取を行う場所であり、また「木引 助（以下、四人省略）、メ右人数者源野御山江柚取ニ参」³⁸とあるごとく建築材の取得場所であり、また、史料的に確認出来なかったが、次節に述べる手作田に入れるための苜敷の採取も行っていたであろう。

山林は、以上のように所給人にとつては、薪、建築材等の取得地としての意義を有しており、その山林は地付百姓によって管理されていた。また、その山林は所給人にとつてのみ意義を有していたのではなく、地付百姓にとつても薪、食物等の採取場所であり、このことは、山林が所給人に隷属的立場にある地付百姓によらなければ管理出来なかったという事と共に、地付百姓にとつてはその経営単位維持の意義をも有しており、山林を媒介として所給人と地付百姓は深い支配―依存関係を結んでいたのである。

それでは、入作百姓と山林との関連性についてはどうであつたらうか。このことについては、入作百姓に関する史料が旧所給人家にほとんど所蔵されておらず実証不十分であるが（このことは、逆に所給人が入作百

姓の経営的諸条件に対してほとんど関知していなかったということを裏付けている）、円子家の知行所の存在した鶴喰村では、字日向山の山林約六〇町について「旧盛岡領之節往来夫伝馬諸役」を勤めるための補助のため荒畑へ「村中申合」せて植林したとしている。³⁹「村中」の具体的構成についてはよく知り得ないが、鶴喰村の知行所の知行百姓はすべて入作百姓であつたので、つまり入作百姓は鶴喰村の「村中」として山林を占有していたのである。

また、同じ円子家の石沢村の知行百姓の内、隣村滝沢村松屋敷集落に居住していた入作百姓治五右衛門は「狐平御山之内種原境」⁴⁰という場所に取分山として杉二〇〇本を植林していた。また、中市村大久保集落に居住していた丑蔵は、本家儀右衛門家の持山を分家として用益していたと推定される。⁴¹

以上のように、入作百姓については、山林を「村中」、「取分山」、本家持山の用益等として所給人とは独自の領域において占有、用益していた。

（四）所給人手作地と地付百姓

次に所給人の手作田経営における百姓、就中、地付百姓の経営的意義について円子家を事例として述べたい。⁴²

円子家は、手作田を居住村である中市村の字前田に一二六〇苜（約一町二反六畝）経営していた（内、苜は奉公人の「竹へ呉る」、ホマチカ）。この手作田は、実は知行所ではなく、判明する分だけで同村の百

姓が光台寺領において所持していた田形を買い入れたものであった。⁴³ なぜ、自己の知行所を手作せず、買得地を手作していたのかということも直接示す史料はないが、知行所の水田が沢地や川原にあるという低生産性によっていたものと思われる。ちなみに前田の収穫量は、苜高百苜（約一反）から約三石の収穫という高生産性を示していた。⁴⁴

また、なぜ手作田を設定していたのかというと、直接的には単なる低生産性に因っていたのではなく、円子家では知行所から田形百苜につき「金目銭」四貫文を徴収するという銭納制をとっており、⁴⁵ 円子家の手元には原則として現物米は納入されなかったという事によると思われる。円子家では、手作田からの米を町場である五戸村へはほとんど売却しておらず、⁴⁶ 自家の飯米や酒造米等に使用していた。

円子家では、以上のように知行所の年貢制が金目銭制のもので、自家の飯米等を取得するために手作田を設定していたが、つぎに手作田経営の労働編成について言及したい。なお、表三は手作田経営における主要労働者である。また、史料『日記并日雇帳』は、安政四年分について一月から五月初旬までの耕作過程しか記しておらず、水田耕作において重要な過程である田植え、草取り、稲刈りが記されていないが、大体の労働編成の状態を知り得る。

まず、竹は円子家の家内奉公人であり、最高の労働日数を数えるが、このほかに省略した家内労働、町使い、貸金催促使い等の不記載分を加算すればかなりの日数になると思われる。次に、勘蔵と順作は、当時の円子家当主左右見の弟である（同居か分家かについては、順作は当時円子家に同居していたと思われる）。なお、これらの傍系成員はその日数

から表中の他者と比較して主要な耕作者とはなっていない。以上のように、円子家では家内の傍系成員と奉公人を手作田の耕作者としていたが、表のごとく手作田の主要な耕作者はこれら家内の外に地付百姓であり、総人数の延日数を合計すると過半数を占めており、地付百姓は円子家の手作田の主要な耕作者であった。また、当時の宗門帳は存在しないが、慶応二年『切支丹宗門書上帳』では地付百姓数が約十五戸（一部欠損有り）であることから、ほとんどの地付百姓が円子家の手作田経営に勤仕していたのである。

なお、所給人は、以上のごとく奉公人、傍系成員、地付百姓等の賦役により自家の手作田を経営していたが、「内竹・留太、右二人者助江田打ニ参候、大工助太郎者弥助処江参候」という事もあった。竹は奉公人であり、留太は円子家出入りの百姓であるが、そのような円子家と深いかわりにあるものを、円子家の労働力派遣として田打に遣わしている。なお、助や弥助は表二の通り円子家に賦役を提供している大工や地付百姓であり、このことから円子家は地付百姓等の円子家と深いかかわりにある百姓から賦役を徴収する一方、それらの百姓に奉公人や賦役提供者である百姓の労働力を遣わしていたのである。⁴⁸ 円子家と地付百姓は、身分的な性格を持つとは言え、一つの労働組織を形成していたと言い得る。

また、「米引為致右数左ニ 富之助（以下、六人省略―筆者注）、出六百文 酒代、米引之者為吞」とあるごとく、円子家では米引に來た百姓に対して酒を吞ませている。このような事柄は、事の性質上史料的に記載されにくく他にほとんど確認出来なかったが、賦役提供者である百姓にとって賦役が食費削減の意義を持つとともに、また、数少ない娯楽の

契機でもあったのであろう。⁵⁰

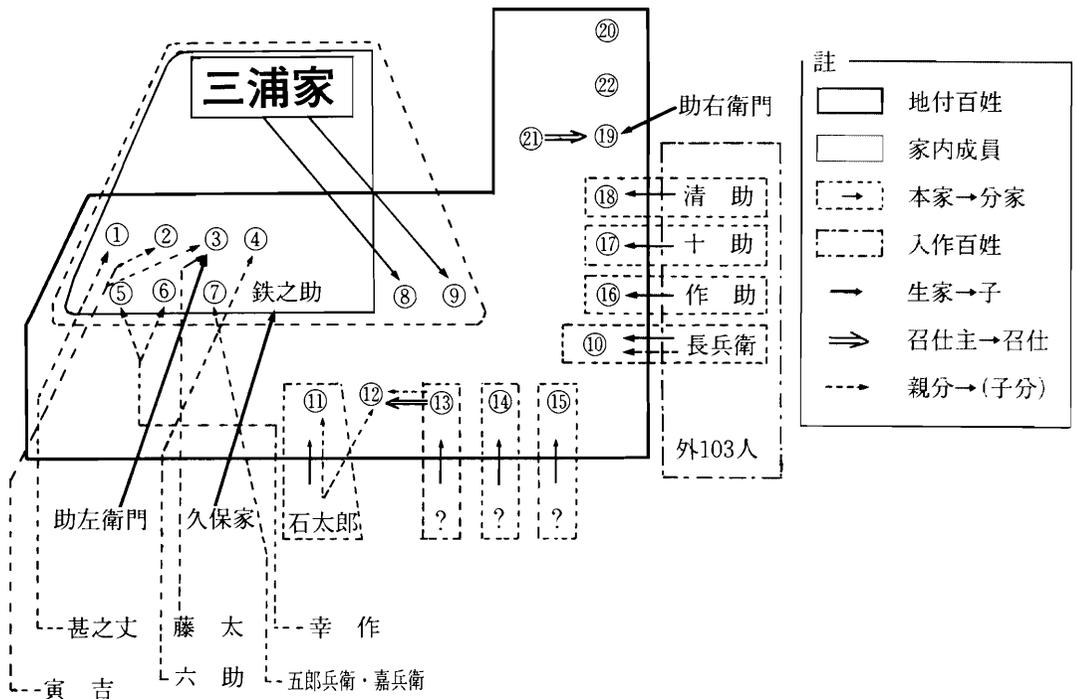
賦役は、以上のように賦役を提供する百姓にとって単なる一方的な強制というわけではなく、逆に所給人から労働力を派遣されるほか、酒の下付等を受けており、所給人と百姓、就中特に地付百姓は賦役を媒介として身分的性格を持つにしろ相互に経済的依存関係にあったのである。

三「家」・同族団の形態

前章においては、地付百姓と入作百姓それぞれの知行所をめぐる経営的意義を、田畑・家屋敷、山林、手作地の諸契機から述べ、地付百姓と入作百姓がそれらの諸契機において全く相違した経営的意義を有しており、地付百姓が諸契機において所給人に深く隷属的に関係しているのに対し、入作百姓は所給人とは相対的に自由な経済基盤、関係を有していたことを明らかにした。

本章においては、そのような知行百姓をめぐる経営的意義の差異の生じた理由の前提として、所給人と知行百姓をめぐる「家」と同族団の形態を明らかにし、それを踏まえて次章においては、そのような経営的社会的意義の差異の生じた理由を明らかにしたい。なお、事例としては三浦家を中心とし、地付百姓と入作百姓を区別して述べたいが、三浦家の事例を詳細に図示したのが図一である。⁵¹

〔図1〕 三浦家知行百姓をめぐる親族的形態（安政6年頃）



(一) 地付百姓の場合

三浦家の地付百姓の諸形態について、前章においては三浦家の分居家内成員、奉公人分家、そして三浦家以外に「家」の主人や本家をもつ百姓の三形態があることを若干触れておいた。そのことを詳細に図示したのが図一であるが、あらかじめ各地付百姓を「家」、同族団という観点から類型化すれば、大きく①所給人家内成員型、②所給人分家型、③所給人外家内成員型、④所給人外分家型、⑤本家型の五形態に類型化できる。以下、この諸類型ごとに述べたい。

〔①所給人家内成員型〕 この形態は所給人の家内成員に属することを意味し、この形態は①⑥、鉄之助の五戸村小渡集落の地付百姓である。かれらは「親分」という者を介して小渡にやって来ている。⁵²この親分の性格がいかなるものであったか具体的に分からないが、史料では③三治の例では「兎内藤太（親分―筆者注）連参請取申候」と表記され、また、親分が別家主の場合であることもあり、おそらく生家と三浦家との間に立ち、生家から家内の者を三浦家に引き渡す役割をになった村内の有力家であったと思われる。なお、小渡にきた者が、小渡に来る以前に家内においていかなる性格のものであったかは史料的には不十分であるが、③三治家に関しては、生家である隣村兎内村助左衛門家の三男であるということが確認出来る。

小渡集落とその周辺耕地、山林は、すでに述べたごとく町場に居住していた三浦家が一時小渡に居住し開発した知行所であるが、小渡の地付

百姓①等が明治四（一八七二）年に三浦家へ差し出した約定証文では、「私共江御預地之分、此度御分地御別家ニ被成下難有仕合奉存候」とあるように、明治四年に分家したという事実から、それ以前は三浦家の家内成員として位置付けられていたのである。しかしながら、それが全く三浦家の家計に包摂されていたのではなく、家屋敷、馬等を「呉遣」され家計を分離していたということはすでに述べた通りであり、既に「呉遣」されていた知行所である家屋敷や田畑を、「家」成員として利用していたということは注目される。

〔②所給人分家型〕 この形態は、非血縁分家であり、諸家の事例も合わせれば所給人の居住している村の知行所に存在していた。このことは、分家を他村に分出させることが分家の低い経済状況では不可能であり、村内の本家への賦役等を通じてでなければ分家が存続できなかったということと関連するものであろう⁵⁴。

⑦⑧⑨の地付百姓がそれであるが、⑧宝はかつて三浦家の「召仕」⁵⁵奉公人であった。そして、この地付百姓は既に述べたごとく新田開発を契機として五戸村の町場へ家屋敷等を「呉遣」わされ「別家百姓」⁵⁶入ったのである。

なお、三浦家以外の事例では、すでに述べた吉田家の非血縁分家である上吉田村長谷集落の丑がそれであり、円子家の事例では中市村前新田集落の六兵衛、清三久保集落の久之丞がそれにあたる⁵⁶。また、小平家では、小平村の地付百姓を「全家ノ子同様の百姓」⁵⁷と意識し、また百姓も小平家を「御本家様」⁵⁸と意識していた。これらのことから、当時の所給

人の居住村に存在する知行所の地付百姓に、一般的に非血縁分家として位置付けられる地付百姓がいたことが確認される。

〔③所給人外家内成員型〕 この形態は、所給人以外の「家」の主人を持つことを意味し、三浦家の事例から村外の知行所に存在していた。また、このことは厳密には新田開発と同時に、地付百姓が総て「家」として成立したのではないということであり、先の小渡の事例も含め宗門帳の登録は「家」の成立を意味するものではないのである。

この形態の地付百姓は、上市川村⑫定吉、百石村⑬五兵衛である。これらの地付百姓は、新田開発当初は定吉の場合同村の地付百姓⑭富蔵の通勤の「下人」⁵⁹であり、五兵衛の場合は生家が助右衛門家であり、また同村の地付百姓⑮与野の「召仕三居」り、五兵衛は数年後の安政六年にようやく分家している。なお、この事例は、地付百姓が互いに家内成員的な関係にあり、それがまるごと総体として三浦家の地付百姓として包摂されている状態にあるという事を示している。

〔④所給人外分家型〕 この形態は、所給人以外の本家をもつことを意味する。この形態に属する地付百姓は⑪、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱であり、すべて村外の知行所に存在していた。このことは、先の所給人分家型とは逆に、地付百姓が所給人の居住村外で存続し得るには、その村において所給人以外の本家を必要としたということの意味する。なお、この場合、本家とは、必ずしも生家ということではない。

また注目すべきことは、⑩等のように分家が地付百姓で、本家が入作

百姓というように、本家―分家が一体として知行所の百姓化していることである。このことは、先に示した所給人外家内成員型が総体として地付百姓化しているのとは若干様相を異にし、同族団形態の非完結化、同族団成員の拡散化を意味し、他家である所給人の経営に分家が地付百姓としてより深く所給人に結合した状態で本家―分家が総体として結合していたという同族団の特質を示している。

〔⑤本家型〕 この形態は、三浦家の事例⑬、⑱からしか検出し得ていないが、分家が孫分家を出せばこの形態の地付百姓も増えるものと推定される。

(二) 入作百姓の場合

入作百姓をめぐる「家」や同族団の形態を実証することは、史料的に所給人家の史料だけで述べることは困難なことに属するので、ここでは旧所給人家の史料の外、筆者が入手し得た周辺諸家の史料も使いながら述べたい。なお、あらかじめ入作百姓を類型化すれば、①所給人分家型、②所給人外分家型、③本家・有力家型、④同族団包摂型の四形態に類型化できる。

〔①所給人分家型〕 この形態は所給人の非血縁分家であり、この入作百姓の事例はほとんど出会わなかったが、吉田家の入作百姓に若干みられる。その入作百姓は、吉田家の居住地と同じ上吉田村上吉田集落に居

住している百太郎と伊之助であり（表二参照）、百太郎は盛岡給人佐藤領の肝入を勤めていた。なお、この入作百姓がいかなる契機で吉田家の分家になったか史料的にも聞き取りでも不明であるが、ともに初代の分家であった。⁽⁶⁰⁾

〔②所給人外分家型〕 この形態は、所給人以外に本家をもつ入作百姓であり、所給人の居住村内外の知行所に存在した。この形態の入作百姓は事例的に豊富である。

円子家の事例では、安政期における石沢村大渡沢の知行所はすべて周辺集落の入作百姓によって耕作されていたが、その入作百姓の内、中市村大久保集落の丑蔵は、中世以来の系譜を持つという同集落の「大家」と呼ばれた本家儀右衛門家（中西領地付百姓）の分家であった。⁽⁶¹⁾ また、鶴喰村の知行所もすべて入作百姓により耕作されていたが、その内吉田勇八は隣村上吉田村の所給人吉田家の初代分家であり、沢頭政平も隣村小平村の所給人小平家の分家であり老名を勤める地付百姓であった。⁽⁶⁴⁾

吉田家の場合、遠村の伝法寺村の知行所はすべて入作百姓であり、その入作百姓二人は同村の羽立集落六人、伝法寺集落五人、泉田集落三人の外、隣村小平村小平家の地付百姓であり、また「家ノ子」でもあった八人であった。また、吉田家の居住村である上吉田村の新田知行所の場合では、酉蔵は隣村下吉田村の蔵入地百姓であり、同村の蔵入地百姓である本家助七の分家であった。⁽⁶⁶⁾ なお、当時の助七を本家とした同族団は、助七と酉蔵の二戸という小同族団であることから、酉蔵の吉田家知行所への入作百姓化の理由は、同族団機能の弱体性と分家である酉蔵の

新田開発を契機とした耕作地の保持欲求であったと言えよう。

〔③本家・有力家型〕 この形態は、村内の本家であるということや、村内の蔵入地や知行所の役人を勤める有力家でおそらく本家格にあるとおもわれる百姓のことである。

この形態の入作百姓は、図のごとく三浦家の入作百姓作助等に明らかであり、すでに述べたごとく本家が入作百姓で分家が地付百姓という形態を示していた。

吉田家の事例では、上吉田村の知行所の入作百姓与四郎は同村の蔵入地の老名を勤め、表二のように明治二（一八六九）年において上吉田村に六石余を所持していた。円子家の事例では、鶴喰村の知行所の入作百姓勤七は同村普門院領の老名を勤め明治四年において鶴喰村に九反弱を所持していた。⁽⁶⁸⁾ 小平家の事例では、入作百姓喜右衛門、小平はそれぞれ隣村鶴喰村普門院領の肝入、老名を勤めていた。⁽⁶⁹⁾

〔④同族団包摂型〕 この形態は、入作百姓個々から見た場合、②③の形態に属するが、ここでは同族団が総体として包摂されている事例としてあえて一形態として取り上げたい。なお、この形態は、一村、一集落の詳細な同族団分析を必要とするので、ここでは詳細に実証することは出来ない。

円子家の石沢村大渡沢の知行所は、天保期では三石余の「地名代」名義の土地を除き隣村滝沢村松屋敷集落の七戸によって耕作されていた。⁽⁷⁰⁾ その入作百姓の内、治五右衛門は滝沢領の地付百姓で免地を受ける有力

百姓であり、また、治五右衛門は集落全戸が同族関係にあった松屋敷集落の本家であったとされている。²¹⁾つまり、治五右衛門家を本家とした松屋敷集落の同族団がまるごと総体として入作百姓化していたのである。

以上、諸家の事例を総括して、近世後期における「家」・同族団の形態分析をした。その形態的特質は、まず第一に小同族団機能の弱体性による非完結化、成員拡散化による所給人知行所の百姓化、あるいは所給人「家」への家内成員の包摂ということにある。しかしながら第二の特質として、同族団成員や「家」成員が所給人の知行所へ包摂されるといっても、必ずしもその性格が所給人の「家」や同族団の量的拡大を意味するのではないということである。すなわち、知行百姓は地付百姓、入作百姓両者ともに程度の差こそあれ小経営形態の確立化を進展させているということ、また、小経営形態の確立化が、小同族団の非完結化・拡散化の一要因ともなっていたということである。

それは、三浦家の知行所小渡の地付百姓が、「家」成員として位置付けられながらも、家屋敷、馬、諸飯料、諸道具を「呉遣」わされ小経営形態を確立していることや、表二のように格差はあると言うものの、百姓にとつての知行所が明らかに耕作地の増加に結果し、それが結果的に小同族団の非完結化にもつながっていること、そして、入作百姓が所給人の知行百姓化しても村内の地付百姓のごとく所給人に賦役を提供したり、山林管理を命ぜられることがなかったということからも理解されるのである。

ここでは、近世後期の「家」・同族団の形態的特質を、弱小な「家」

や同族団の非完結化・成員拡散化による有力家（所給人）への結合化、そして、小経営形態確立の進展化と規定しておきたい。

四 知行所と村落構造

所給人は、すでに述べたごとく、知行所経営の安定化のために地付百姓の創出を意図していたが、知行所を耕作している知行百姓には地付百姓のほかにも、多くの入作百姓が入り込んでいた。そのような多くの入作百姓が存在しているにもかかわらず、飢饉時を除き所給人が不仕付地を残しつつも知行所を存続させ、しかも知行所を数カ村に散在させ維持し得た理由は何であったのであろうか。このことは、近世後期の村落構造、すなわち、「家」、同族団の特質にあったものと理解したい。以下においては、前章までのことを踏まえて、所給人知行所と近世後期南部藩の村落構造とを関連付け述べ、さらに近世後期の村落構造論についても検討してみたい。

所給人は、三浦家の事例から家内成員や分家である地付百姓に対して諸物件を「呉遣」わし、その他山林を付属せしめることにより生活・生産手段の獲得に便宜を与えらるとともに、賦役にたいして食料等を給付しその経営単位の創出・維持を図っていた。しかしながら、地付百姓がすべて同質の経営的意義、性格を有していたわけではなく、三浦家以外に本家を持つ地付百姓にたいしては、その経営単位が創出される分は「呉遣」わしても、その経営単位が維持しえる分を「呉遣」わすことはなかったものであり、その背景に所給人以外の本家の世話が存在したからで

あるとした。このことは、三浦家がそのような本家の分家存続機能を新田開発当初から想定して地付百姓の創出を図ったということの意味するのであり、すなわちそれは、三浦家や当時の百姓が小同族団の非完結化、成員の拡散化を前提・自覚して知行所の経営維持、耕作をしていたということを意味する。

また、所給人の側からみれば地付百姓の経営的意義は、単に年貢徴収単位というだけでなく、所給人の家計維持、例えば山林経営、手作経営、家内労働のために意義を有していたのであり、所給人も村落構造の重要な要素として位置付け得るのである。

また、所給人は知行所を数カ村に散在させ知行しているが、居住村からかなり遠村に知行所をもつ場合は全知行百姓が入作百姓という状態が多い。そのような知行所の散在性、入作百姓の多数性、そして入作百姓にたいする三浦家からの「呉遣」物件の皆無状況で知行所を存続させ得たのは、入作百姓が所給人の知行所を耕作し関係をもちつつも、入作百姓自身が村内の本家や有力家であつたり、三浦家以外に本家を持ち、耕地、家屋敷、山林等において所給人とは独自にその経済基盤や生活・生産を維持出来る諸関係を形成してからである。所給人はそのような近世後期の村落構造を前提として、入作百姓を知行百姓として多数抱えたまま知行所の開発、経営維持を成り立たせていたのである。

南部藩の近世後期村落構造については、すでに中村吉治氏らが岩手県紫波郡煙山村を対象地域とした『村落構造の史的分析——岩手県煙山村——』がある。その骨子は、近世村落共同体機能の分化・拡散化にあると思われるが、そのうち「家」や同族団に関しては、分家・名子・奉公

人・出入人の、同族団の本家を中心とした同心円的關係の濃淡性、拡散性を明らかにしたものである。²⁵ また、守屋嘉美氏はその成果を踏まえ、近世中期後半以降の農村構造について、旧名田地主の没落にともない、それに隷属していた名子等の百姓がその支配下から脱し（小農経営の自立化）、新たに抬頭する未だ名子主的性格をもつ質地地主、高利貸、商人と新たな小作関係を結ぶことによつて相対的な自立性を強化するといふ指摘をしておられる。²⁶

中村氏らや守屋氏が明らかにした農村・村落構造は、本稿で述べた近世後期村落構造との類似性をよく示していると思われる。しかしながら、本稿において特に積極的に強調したい点は、小同族団は確かに有力な所給人知行所の百姓となり結合して行くが、全く小同族団が解体しきるのではなく、いまだその同族団機能を保持しつつも非完結化・拡散化していることである。また、そのような小同族団の特質を、所給人が前提・自覚してその知行所経営を存続させていたということ、つまり、所給人は変質した小同族団が存続するのでなければ知行所経営を存続させることが不可能であつたということである。このことは、小同族団の首長である有力家やそのもとにある名子等が、その首長の没落や同族団機能の低下後にいかなる動向をとり、またその小同族団がいかなる構造化を帯びるのかということ、いかに実証し評価するのかということにかかわる問題であると思われる。²⁷

所給人の知行所は、以上のように近世後期の村落構造、すなわち、弱小な「家」や同族団の非完結化・成員拡散化による有力家（所給人）への結合化、そして、小経営形態確立の進展化という形態的特質を前提と

して存続していた。また、そのような知行所や所給人が南部藩の村落において重要な位置を占めることは、逆に所給人やその知行所が近世後期南部藩の村落構造を大きく規定していたと言ひ得るであろう。

むすび

本稿は、藩権力から往来伝馬役や郷役等の賦課単位として位置付けられ、また、藩の対策の欠如により所給人が自ら主体的にその開発、経営、復興の負担を担わされていた知行所について、南部領内において最も「地方」（知行所）形態の高いとされた「五戸通」の所給人吉田家、小平家、円子家、三浦家を対象として論じた。論点としては、近世後期における所給人知行所の実態と、その知行所の存続が当時のいかなる村落構造を前提としていたのかということに対する問いを、「家」や同族団という集団を論の機軸に据え明らかにしようとしたものである。

近世後期の村落構造について、本稿では弱小な「家」や同族団の非完結化・成員拡散化による有力家（所給人）への結合、そして小経営形態確立の進展化という規定をした。そして、そのことが、所給人の知行百姓への経営的対応の差異、例えば「呉遣」という文言であらわされた諸物件の付与、耕地・家屋敷、山林、賦役等の知行所をめぐる経営的対応の差異をもたらしたのであるとした。また、以上のような村落構造を前提としなければ、近世後期において所給人が知行所の開発、経営維持、復興をすることが出来なかつたとした。以上が、本稿で明らかにしようとし、また明らかにしたと思われることの概要である。

本稿は多くの課題、問題点、限界性をもっているが、最後に本稿の限界性と今後の課題で重要な点を若干指摘して結びとしたい。まず、第一に近世後期の課題に絞りながら、それ以前の近世初・中期の問題を全く捨象していること、第二にその他の社会的諸関係、例えば商品流通、地主・小作関係、親類関係や水利組織等の問題が全く触れられなかつたこと、第三に「家」や同族団の形態分析にのみ集中したため、その実態や機能、例えば氏神祭祀、結婚、葬式や土地所有（年貢制度も含む）等の問題が全く触れ得なかつたこと、第四に藩政における知行制としての位置付けをできなかつたこと、そして第五に「家」や同族団という集団概念を分析視角に置いたため、本家や分家の持つ経済的階層性を明確にできなかつたこと等である。これらの諸問題は、理論的、実証的に未だ研究史的にも不十分なところでもあるが、すべて今後の課題とせねばならない。

註

(1) 「所給人」は、史料上においては「所御給人」「在々御給人」の外、所給人が代官所管轄下にあることから代官所の管轄区名を冠し、「五戸御給人」等と表記された。

本稿においては、その内「所給人」を用いるが、従来の研究史においては「所給人」を「御給人」「在郷給人」「地方給人」等様々に呼称してきたが、やはり史料上の表記に則り「所給人」を用いるべきと思われる。

(2) 森嘉兵衛『近世奥羽農業組織論』（有斐閣、一九五三、のち著作

集第四卷、法政大学出版社、一九八三に所収）、『旧南部藩に於ける

百姓一揆の研究』齊藤報恩会、一九三五）。

- (3) おもに中村吉治・守屋嘉美「近世後期の商品流通―南部領内吉里吉里村前川家を中心として―」（『研究年報』『経済学』第二八巻一号、一九六六）、守屋「近世後期の商人資本について―南部藩領閉伊郡宮古東屋の場合―」（『文化』東北大学文学部 第三一巻第三号、一九六七）。

- (4) 細井計「東北地方における海産物の流通と商人資本―三陸沿岸を中心として―」（『日本文化研究所研究報告』別巻第七集、一九七〇）。

- (5) 島田隆「近世三陸漁村の構造変化―重茂村の村落構造と塩業生産―」（『研究年報』『経済学』第二八巻第三・四号、一九六七）、「近世末期三陸重茂村の漁業構造」（『研究年報』『経済学』第二九巻第三・四号、一九六八）。

- (6) 岩本由輝氏の一九六〇年代の論文は、すべて『近世漁村共同体の変遷過程―商品経済の進展と村落共同体―』（御茶の水書房、一九七七）に所収。

- (7) 守屋「幕末藩政史の前提条件」（『東北学院大学論集』歴史・地理、第二号、一九七一）、「幕末藩政改革の研究（一）（二）」（東北学院大学『東北文化研究所紀要』第四号、一九七二・一九七三）、「幕末後進藩の経済的状况―盛岡藩幕末百姓一揆の予備的考察のために―」（『日本史研究』一五〇・一五一大会合併号）。

- (8) 盛田稔「南部藩における御給人制度について」（弘前大学『国史

研究』第二八号、一九六一）。

- (9) 渡辺信夫「幕藩制確立期の商品流通」（柏書房、一九六六）。

- (10) 菊池勇夫「盛岡藩“所給人”制の展開と特質」（『日本史研究』一九八号、一九七九）。

- (11) なお、その他に、J. F. モリス『近世日本知行制の研究』（清文堂、一九八八）は、所給人を知行制、藩権力論の視角から論じている。

- (12) 岩本氏は、三陸沿岸津軽石村の所給人盛合家について「いわゆる金上侍であるが、五十石の知行地は従来の保有地が献金により知行地として与えられたわけであるから、地代を前納してみずからの保有地を買い取ったものであるということもできよう」（『日本村落史講座』第七巻、雄山閣、一九九〇、五四頁）とし、給人身分や知行所をきわめて低くしか評価していない。

- (13) 菊池氏、前掲論文、四一―四五頁。

- (14) 南部地方の村落、ひいては日本の村落研究において、「家」や同族団をきわめて高く評価し、それをモノグラフによって明らかにしたのは有賀喜左衛門であることは周知のことである（『大家族制度と名子制度―南部二戸郡石神村における―』（『日本家族制度と小作制度』、著作集第一・二・三巻、未来社刊）。

- (15) 菊池氏、前掲論文、四二頁。

- (16) 『五戸通御代官所惣高郡分一ヶ村限仕付不仕付古荒川欠高書上帳』（慶応三年）、『五戸通御給人御役医御与力座順帳』（慶応三年）。なお、これらの史料は、所給人八三人だけでなく所与力、与力格、役

医格、同心、合計一二〇人についても記載している。

- (17) 四家の由緒について若干触れたい。吉田家は寛文期に本家から分家し成立した。なお、本家は寛文一天和期の城下町集住政策により盛岡へ移住した。小平家は近世初頭に南部家有力家臣である津島家から分家したものであり、文禄期に小平村を開村したといわれる。円子家は享保期の分家であり、これも本家は盛岡へ移住した。三浦家は天保期に商人である本家（伊勢屋）から分家したものである。

なお、史料は、吉田家文書は六戸町上吉田の吉田嘉巳家所蔵、小平家は八戸市小平喜敏家（現在、六戸町教育委員会所蔵）であり、ともに筆者が目録を作成しており、番号はその目録番号である。円子家は、現在倉石村教育委員会に所蔵されており、現在筆者が整理中である。三浦家文書は、すでに過半が『百石町誌』（資料編、五戸町三浦綾子家文書、一九八四、以下『百石町誌』と略す）として刊行されているが、同町史に掲載されていない史料については三浦家の好意により筆写させて戴いた。

- (18) 三浦家のみは、当初「扶持」を給されていたが、嘉永七年に「取戻」にあう（『百石町誌』No. 六三）。

- (19) 盛田氏は、七戸通における各階層の所給人の知行所経営の実態（手作、百姓請作等）を明らかにしている（『七戸町史』第二巻）。

- (20) 「御家被仰出」（藩法集 9 盛岡藩 上、創文社）の宝暦七年正月一七日の条。

- (21) 小平家文書『乍恐奉願上事』明和四年五月、No. 四七

- (22) 小平家文書『旧知行高私所持地と心得候趣意大図』No. 一二五。

- (23) 知行証文の表題は、『被遣知行（新田）百姓小高』という横帳の史料である。

- (24) 三浦家文書『被遣知行百姓小高』（弘化三年七月六日、『百石町誌』No. 三五）、『被遣知行新田百姓小高』（嘉永七年十一月、No. 六七）、『被遣知行新田百姓小高』（安政六年八月、No. 八二）。

- (25) 盛田氏は、所給人ら武士身分層が、土地を書入、買得するために実在あるいは架空の名義人を用いることを明らかにしており、これを「地名代」（じなだい）としている（盛田氏、前掲論文、十一頁）。

なお、所給人は土地の質入、買得のためだけでなく、その他、買入後の土地所持、知行所の手作のためにも「地名代」を使用している。

- (26) 吉田家文書『北郡知行新田精御檢地水帳之写』（文久二年十月）No. 七一。

- (27) 小平家に関しては、入作百姓について「年限之入作^三而年々地主共不定」「入作之者共銘々人馬相応田地相抱居候上余分ニ入作仕候」ということで、入作百姓が知行所経営にとって不利であるとし、宝暦飢饉後の地付百姓創出に懸命になっている（小平家文書『乍恐奉願上事』明和四年五月、No. 四七）。

- (28) 三浦綾子氏、および五戸村小渡の小渡惣三郎氏、佐藤喜一氏談による。

- (29) 森嘉兵衛氏は、馬の厩肥、運搬、耕作の面における経営的意義を評価しておられる（著書集第四巻『奥羽農業経営論』法政大学出版局、一九八三、三四七～三四九頁）。

- (30) 円子家も、地付百姓である中市村清三久保の久之丞、前新田の六

兵衛に「兩名素召仕故、農具・家具共相添別家」に出した（『御説諭願』明治九年三月十五日）。

(31) 九戸郡軽米町元屋五郎助、紫波郡煙山村高橋家では分家に対して、田畑、家屋敷、飯料（稗、粟、米、味噌、塩、大麦、大小豆、蕎麦、漬物、酒、醬油等）、農具（鋤、鍬、山刀、鎗、鎌、挽臼等）、生活道具（鍋、茶碗、膳、桶、樽、笊、包丁等）の外、いずれも馬一疋を「呉遣」している（森嘉兵衛『奥羽名子制度の研究』法政大学出版社、一九八四、第三章第四節）。

三浦家やこれらの事例から、分家が出し存続していくためには、これらの田畑、家屋敷、諸飯料、諸道具、そして馬一疋が必要であったとすることができる。また、「呉遣」という恩恵の意味合いを持つ文言の共通性にも注目したい。なお、三浦家が「呉遣」した諸飯料、諸道具もこれらの諸物件であったらうと推定される。

(32) 中村吉治編『村落構造の史的分析―岩手県煙山村―』（日本評論新社、一九五七、のちに御茶の水書房刊、一九八〇、四〇八―四〇九頁）。

(33) 円子家文書『東京山林共進会事務所宛文書』（明治一四年十月）

(34) 円子家文書『山争論之訴状』（明治九年十月四日）。

(35) 円子家文書「此度私共御尋ニ付御答申上候」（文化七年四月、『諸證書并諸始末書留』所収）。

(36) 『在々御給人知行所出物諸品并境書上』（元文三年、盛岡市公民館蔵、『六戸町史』第二巻、一九九三年に掲載分）。この史料は、元文

三（一七三八）年の史料であるが、南部地方の百姓にとって山林か

らの食料取得は、特に飢饉時に有効性があつたことは飢饉史料が克明に記しているところであり、近世後期においても円子家所持の山林は百姓にとっての食料取得の場所であつたらうと思われる。

(37) 円子家文書『日記并日雇帳』（安政四年）の三月二二日の条。

(38) 同右、三月二十一日の条。

(39) 上吉田部落有文書『取分山林民有地御取据之儀願』（明治一二年十月）。

(40) 三浦家文書『遣植立證文』（文久三年正月、『百石町誌』No. 一六六）。

(41) 現在でも旧中市村大久保集落七軒は、すべて大久保日出男家（通名儀右衛門）を本家とした同族関係にある。大久保日出男家は、すでに元禄期から大久保に山林を所持し、かつ当時の当主は青沢弥五右衛門と言い、盛岡給人中西家から「地方」を給されるほどの有力百姓であつた（『為切米遣候書出之事』元禄十一年正月二七日）。

大久保日出男氏によれば、分家は本家の山林の利用を認められていたという。

(42) 『日記并日雇帳』（安政四年）は、水田手作のほか、畑手作、家事労働、町遣等の記事を記載しているが、水田以外の記事は不備な点があるのでここでは省略した。

(43) 円子家文書『永代売渡申田形證文之事』（弘化二年）。

(44) 円子家文書『萬出入帳』（嘉永六年）。

(45) 「金目銭」制は、水稻生産の限界地において米納にすれば手元に食料がなくなるので金納にしたものであり、それは貨幣経済の進展

という進歩的な税制ではなく、また、近世初頭の南部藩における産金量(砂金)の高さに規定されていたという(森嘉兵衛『日本僻地の史的研究―九戸地方史―上』著作集第八巻、一九八二、法政大学出版局、二六五頁)。

また、近世初期以後、通貨制度の整備、小農の貨幣取得契機の成立により砂金は名目化し、銭納形態へ移行していくという(渡辺信夫『幕藩制確立期の商品流通』柏書房、一九六六、四四〇頁)。

(46) 円子家では、安政四年の十一月五月間には米を五戸村の町場へ五駄一斗六升(一駄〓七斗四升)しか販売しておらず(『日記并日雇帳』、円子家が米穀販売による豪農的發展を指向していたとは考えられない。)

(47) 円子家文書『日記并日雇帳』(安政四年)の二月二七日の条。

(48) これと類似の労働組織は、すでに中村吉治編『村落構造の史的分析』における高橋家の事例からも確認されている。

なお、同書は、名子や出入人が賦役を提供し、また、本家であり手作地主でもある家からも労働力が提供されるという関係を、対等な性格を持つものではなく、前近代においては常に非「近代」的な上下的身分的性格を帯びるとしている(同上、二三五頁)。

(49) 円子家文書『匪記匪嘉恵』(慶応四年)の二月二三日の条。

(50) このような事例の経営的、社会的、文化的意義を有賀喜左衛門は、すでに戦前から高く評価していた(『大家族制度と名子制度―南部二戸郡石神村における―』)。

(51) 『御用留』(天保一三年)所収の「三浦儀右衛門知行百姓」(『百石

町誌』資料編、No. 一〇四)、『宗門書拔』(安政六年正月、No. 一四六)、その他、三浦家、小渡集落の諸家からの聞き取りによる。

(52) 鉄之助の場合だけは例外であり、鉄之助はもと生家であろうと言われる久保家に居り八戸の港で漁業関係の仕事をしていたが、後に三浦家の奉公に入り分家させてもらったという(小渡浅吉氏談)。

(53) 三浦家文書『御分地被成下約定證文』(明治四年二月)。なお、小渡集落の住民は、現在でも三浦家の故先代当主夫婦を「オトウサマ」「オドサマ」「オカアサマ」「オガサマ」と呼称しており、このことは、小渡集落の諸家が三浦家の家内成員から同族団構成員へと展開して来た過程を如実に示している。また、同族団が「家」の拡大されたものと言われることが理解される(大藤修「家族と親族」『日本村落史講座』第七巻、一九九〇、雄山閣)。

(54) 竹内利美「同族団とその変化」(『社会学評論』四六、一九六二、一七頁、のちに『家族慣行と家制度』恒星社厚生閣、一九六九に所収)参照。

(55) 「天保十四年卯宗門改」(『百石町誌』No. 一一二)、「寺請状之事」(弘化二年、同上、No. 二六)。

(56) 註(30)参照。

(57) 註(22)参照。

(58) 小平家文書『春木売立覚』(明治八年、No. 一五三)。

(59) 三浦家文書『宗門書拔』(安政六年正月、No. 一四六)。

(60) 吉田嘉巴氏談、およびその他の史料による。

(61) 註(41)、および『倉石村史』上巻五四三―五四七頁参照。

(62) 円子家文書「永代売渡田形證文之事」(明治八年六月、『諸證書并諸始末書留』所収)、その他の史料による。

(63) 吉田嘉巳氏談。

(64) 小平家文書『表題欠』(慶応元年五月、No. 一一六)。

(65) 註(26) 参照。

(66) 表一、および大字下吉田鈴木正造氏談。

(67) 表二、および上吉田山内甚作家文書による。

(68) 六戸町鶴喰田中泰邦家文書『表題欠』(文久元年一二月)、鶴喰保土沢助定家文書『七戸藩支配所北郡鶴喰村御檢地御改名寄御帳』

(明治四年、『六戸町史』下巻、二〇―二三頁に掲載)。

(69) 小平家文書『永代売渡手形之事』(天保四年二月No. 九六)、田中泰邦家文書、註(68) 参照。

(70) 安政三年の松屋敷集落の戸数が十戸であることから(十和田市力石直視家文書『滝沢村御蔵給所家別人数覚帳』(安政三年十月一日、『十和田市史』資料編、所収)、天保七年の松屋敷集落からの入作百姓七人は、集落のほとんど全戸であったと思われる)。

(71) 力石直視家文書『皆済目録覚帳』(文久二年十一月、『十和田市史』資料編所収)。

(72) 松屋敷漆館巳恵治氏談。

(73) 中村吉治『日本の村落共同体』に、煙山村の調査にもとづく中村氏の村落共同体論が展開されていることは、周知のことに属する。

なお、同著や『村落構造の史的分析』は、近世後期の村落構造の把握を意図したのではなく、原始共同体社会(身分社会)から近

代階級社会にいたるまでの歴史的過程に近世村落共同体を位置付けようとしたものであり、近世後期の村落共同体を論じたものではない。しかしながら、使用した史料が近世後期から近代にかけての史料であるため、中村氏らの意図とは離れるが、敢えて近世後期の村落構造として本稿では位置付けたい。

(74) 前掲、守屋嘉美「幕末藩政史の前提条件」(五五頁)。

(75) 深谷克巳氏は、社会が小さな単位へ(個別化)、そして緩やかな結び付きへ(広域化)という進行過程をたどり、最終的には個人として把握されるという注目すべき意見を述べられている。また、そのなかで、近世社会においては、「家」や家内成員の個別化・分業化による「百姓成立」の不安定性を回避するために、より広域的な共同関係が形成されるとしている(「家族と共同体」『歴史評論』四四一号、一九八七、後に『百姓成立』塙書房、一九九三、第三章に所収)。

また、柳田国男氏も、「家が分れ分れて小さなものになってしまふと、以前の大親の具足していた機能は、片端しか生みの親には伝わらな」くなり、「生活の変化に応じ、次々に算えきれないほどの親ができ」とし、「家」(≡複合家族)の機能低下・分散化により、小農家の社会関係は広域化するとしている(「親方子方」『柳田国男全集』一二、筑摩書房刊、一九九〇、五〇三―五〇四頁)。

なお、柳田氏は、その小農の成立について当初は「彼らの衰微感を深からしめた」ものとし、かつての複合家族の農業力を「鞏固」なものとしていた(「オヤと労働」『家閑談』同上、三四〇頁)。し

かしながら、後に小農の成立を「零落でも何でもない」と訂正している（『厄介及び居候』『家閑談』同上、三七三頁）。この柳田家族論について福田アジオ氏は、前者の柳田氏の主張のみを取り上げ、それを「矛盾なき大家族」論とし、柳田家族論と安良城盛昭理論とが大きく異なるものとしているが（『柳田国男の民俗学』吉川弘文館、一九九二、一三三～一四五頁）、この点における福田氏の柳田家族論の把握の仕方に疑問を感じる。

（付記） 本稿は、修士論文の一部に大きく加筆・修正を加え関東近世史研究会一九九四年三月例会で報告したものに、さらに再考を加えたものである。報告の場を与えて頂いた同研究会に感謝します。また、史料調査に当たっては、吉田家、山内家、三浦家、大久保家、六戸町史編さん室、倉石村教育委員会、同村文化財審議委員会、そして聞き調査においては五戸村小渡、六戸町上・下吉田、同町小平の諸家に一方ならぬご迷惑をお掛けし、記して謝意を表します。また、大学内外においては、盛田稔先生、門前博之先生、渡辺隆喜先生、そしてゼミの指導教官でおられた木村礎先生の学恩には特に謝意を表します。

（にしりゅうじ 明治大学大学院聴講生）